

銚子市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

令和8年6月（改定）

銚 子 市

【目 次】

第1部	はじめに	1
第1章	計画策定の経緯	1
1	計画策定の経緯	1
2	今般の計画改定	1
3	新型コロナの対応経験	2
第2部	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	3
第1章	目的及び基本的な戦略	3
1	目的及び基本的な戦略	3
2	実施上の留意点	3
3	推進のための役割分担（県行動計画より抜粋）	6
4	行動計画の対策項目と横断的視点	9
5	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	12
第3部	行動計画等の実効性確保	15
第1章	実効性確保の取組	15
1	EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく 政策の推進	15
2	新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持	15
3	多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	15
4	定期的なフォローアップと必要な見直し	15
第4部	各対策項目の考え方及び取組	16
第1章	実施体制	16
第2章	情報収集・分析	19
第3章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	20
第4章	まん延防止	25
第5章	ワクチン	30
第6章	保健	36
第7章	物資	38
第8章	市民生活及び市民経済の安定の確保	39

第1部 はじめに

第1章 計画策定の経緯

1 計画策定の経緯

わが国では、平成17年に、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）が、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて策定された。

その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、国は2013年（平成25年）6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定し、千葉県は同年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。これを受け、本市においても2014年（平成26年）11月に「銚子市新型インフルエンザ等行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。また、新型インフルエンザ等の感染症拡大の有事には全庁が一体となって対策を実施する。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

- ・ 感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

2 今般の計画改定

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、また、政府行動計画や県行動計画が改定された場合も、適時適切に改定を行うものとする。

令和6年（2024年）7月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の対応や、これまでの関連する法改正なども踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われ、令和7年3月、県行動計画についても抜本的な改定が行われた。

本市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定に基づき、新型コロナ対応を踏まえ、中長期的に感染拡大と収束を繰り返す感染症を含めた幅広い呼吸器感染症に対応できるよう、本行動計画を改定することとした。

3 新型コロナの対応経験

令和元年12月末、中国・武漢市で肺炎が集団発生し、令和2年1月9日、新型コロナウイルスによるものであるとWHOが発表した。同月16日、国内で初めて、新型コロナウイルス関連の肺炎患者（武漢市滞在歴有）の確認が発表された。

その後、同月31日には、県内初の患者が発表され、以降、県内においてクラスターが確認されるなどの状況が発生した。同年3月26日、政府はまん延のおそれを背景に特措法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、同年4月7日には千葉県など7都府県を対象として新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出した。

国や県の動きを受け、本市では同年4月7日に、銚子市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第9号）に基づく銚子市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、職員が情報を共有するとともに、市の対応方針の検討を重ね、随時広報、ホームページ、SNS等で市民に情報を提供し、感染拡大防止のため啓発を行った。

政府対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（基本的対処方針）」（複数回変更）を踏まえ、感染者数の増減や変異株（デルタ株・オミクロン株等）の流行等を繰り返す中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置への対応、医療提供体制の整備、ワクチン接種の実施等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な対応を行った。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする県民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

このため、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであると認識し、平時から有事に備えることが必要である。

第2部 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

第1章 目的及び基本的な戦略

1 目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、生活及び経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的及び基本的な戦略として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

○ 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑えて、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。

○ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

○ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

○ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、市民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

○ 地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者の数を減らす。

○ 業務継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 実施上の留意点

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに市として初動対応に動き出せるよう

に体制整備を進める。

ウ 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や県民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、対策本部運営訓練や病院実動訓練等の多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーションなどの備え

感染症法や医療法（昭和 23 年法律第 205 号）等の制度改正による県内の医療提供体制等について、県の千葉県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）を確認しておくとともに、有事の際にも市内において通常医療との両立がなされるよう、銚子市医師会・銚子市歯科医師会・銚子市薬剤師会（以下「三師会」という。）や市内医療機関等との連携やリスクコミュニケーション等について、平時からの取組を進める。

オ 負担軽減や情報の有効活用、人材育成等

業務量が多くなる衛生部門の負担軽減、医療関連情報の有効活用、人材育成、県との連携等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的及び精神的に健康並びに社会的に健全であることを確保することが重要である。

このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。なお、対策の切替は国・県の対応方針に沿って実施する。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替

対策の切替に当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集及び適時適切なリスク評価の仕組みが国・県により構築されるので、市はその状況を把握し、市民周知を行う。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県が予防計画及び千葉県保健医療計画（以下「医療計画」という。）に基づいて医療提供体制を拡充する。その範囲で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、県は、市民生活や社会経済等に与える影響を勘案しながら、感染拡大防止措置等を発するため、市は、それを市民に周知し、協力を求める。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替

県は、病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。市は、県に合わせて、市内の対策を講じる。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、個別の対策項目ごとに切り替えのタイミングの目安等が国・県から示されるので、市民等に周知する。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有によって、市民等が適切な判断や行動が取れるようにする。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染性や病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

銚子市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

県は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設において必要となる医療提供体制等について、以下の内容を踏まえ、平時から検討する。施設は業務継続計画に基づき、有事に備えて準備を行うものとしている。

- ・ 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- ・ 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- ・ 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- ・ 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から避難所の確保や防災備蓄の強化等の防災対策を推進するとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存、公表

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、必要に応じて公表する。

なお、市は新規感染者やクラスター等に係る情報を公表するに当たり、個人情報保護に十分配慮するとともに、混乱を避けるため、以下の取組が必要となる。

- ・ あらかじめ県と公表内容等の考え方を共有する。
- ・ 市民や報道機関に対して公表を行う意味、目的及び状況に応じた対応を共有する。
- ・ 国や県からの情報提供や感染症の特性、感染状況等に応じて適宜対応を見直す。

3 推進のための役割分担（県行動計画より抜粋）

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ

等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、本県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

その他、平時から衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフ

ルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて、専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴く。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、庁内各部局間の情報共有と連携を図る。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。

なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

(3) 市町村の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置市については、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

県と保健所設置市（以下「県等」という。）は、まん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取り組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずるとともに、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」等に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7) 登録事業者

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

(8) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(9) 個人

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

4 行動計画の対策項目と横断的視点

(1) 対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を

可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替のタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の８項目を市行動計画の主な対策項目とする。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、市は県及び近隣市等と連携を図り、一体的な取組を行うことが求められ、また、危機管理として保健・福祉関係の部門のみならず、すべての部署が協力する全庁一体的となった取組が求められる。政府より新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたときは、特措法に基づき速やかに銚子市新型インフルエンザ等対策本部（銚子市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 9 号）を設置し、措置への対応や、それまでの対策を踏まえた上で全庁が一体となった対策をより強力に推進する。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民の生活及び経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、県が行う感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を参考に、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価と踏まえた判断に際し考慮することで感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。そのため、平時から、効果的な情報の収集や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行っていく。

③ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

市は、情報提供に当たっては、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有を行うよう努めるとともに、市民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、時期に応じたリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

④ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するため、市民や事業者に対し国・県が行うまん延防止対策への理解・協力を得るよう努める。

⑤ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑥ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、保健所及び衛生研究所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、県等は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があることから、市は適宜これに協力する。

⑦ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等が推進されるよう、市においても銚子市医師会と連携した支援を行う。

⑧ 生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自

ら事業継続や感染防止に努める。

(2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅣまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

Ⅰ 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができ、人材を確保することも重要である。

Ⅱ 県との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、県及び市町村の役割は極めて重要である。国との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。市は、平時から推進会議や訓練の参加等により、県及び近隣自治体との連携体制を構築していく。

Ⅲ DX の推進

近年取組が進みつつある DX は、ICT や AI などデジタル技術の進展とともに迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

市では、今後国や県が行う DX 推進のための様々な取組に協力することとし、今後の感染症危機に備える。

5 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器

感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類（例として、まん延防止であれば、第4章まん延防止を参照）を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替については「第4部 各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

市は、政府対策本部又は県対策本部が設置されたときは直ちに、市対策本部を設置し、国や県、関係機関等と連携しながら対応を行う。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

○対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

市対策本部の設置後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国が定める基本的対処方

針も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替の観点から、以下のように区分する。

○対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

○対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「第4 部各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第3部 行動計画等の実効性確保

第1章 実効性確保の取組

1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替に当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、平時からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市、医療機関、福祉施設等は自主的な研修や訓練のほか、国や県等が実施する訓練や研修にも積極的に参加し、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

4 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、対応マニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

第4部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

(1) 準備期

ア 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係課室等の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係課室間の連携を強化する。

イ 所要の対応

1-1 実践的な訓練の実施

市及び医療機関は、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策本部運営訓練や病院実動訓練等の実践的な訓練を実施する。(健康づくり課、その他関係課室等)

1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

① 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(健康づくり課、その他関係課室等)

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(全課室等)

③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。(健康づくり課)

④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。(健康づくり課、総務課)

⑤ 市は、感染状況により短期間で準備が必要な場合や、感染拡大により一時的に業務量が過多となる場合を想定し、柔軟な応援体制を整備する。(健康づくり課、総務課)

1-3 県、海匝保健所及び近隣市等の関係団体との連携強化

① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、海匝保健所等が設置する『香取海匝地区感染症災害等連絡会議』等を活用し、海匝保健所及び近隣市町と相互に連携を図るとともに、県が行う情報伝達訓練等を通じて情報共有、連携体制を確認する。(健康づくり課)

② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、銚子市医師会等の関係団体と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(健康づくり課)

(2) 初動期

ア 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて本部会議や連絡会議を開催し、市における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

① 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係部課室等で情報共有を行うとともに、県に情報提供をする。(健康づくり課)
- ② 市は、発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、必要に応じて、初動対応を行う。(健康づくり課)

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 特措法に基づき、県対策本部が設置されたときは、市は、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(全課室等)
- ② 市は必要に応じて、「(1) 準備期」1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(健康づくり課、総務課)
- ③ 発生した新型インフルエンザ等のり患した場合の症状の程度が、季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と県が判断した場合には、市は、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。(健康づくり課)

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について市債を発行することを検討し、所要の準備を行う。(財政課)

(3) 対応期

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について市債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

ア 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでその間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

イ 所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は、地域の感染状況について情報収集を行い、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(健康づくり課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(全課室等)

3-1-2 職員の派遣・応援の要請等

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(総務課、健康づくり課)
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は当該市町村の属する都道府県に対して応援を求める。(総務課、健康づくり課)

3-1-3 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて市債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(財政課、健康づくり課)

3-2 緊急事態宣言

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(健康づくり課)

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。ただし、状況に応じて必要があると認められる場合には任意の市対策本部として継続する。(全課室等)

第2章 情報収集・分析

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

平時からの定期的な情報収集に加え、有事の際は、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集を迅速に行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集を行う。

(1) 準備期

1-1 実施体制

- ① 市は、県から共有された情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては関係部署、関係機関等に速やかに共有する。また、公表可能なものについては市民等へ情報を提供する。（健康づくり課）
- ② 市は、有事に備え、国や県が公表する感染症に関する情報の収集について、平時から体制を整備する。（健康づくり課）
- ③ 市は、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等の収集について平時から準備を行う。（健康づくり課、観光商工課、その他関係課室等）

(2) 初動期

2-1 実施体制

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに当該感染症に関する情報収集の体制を確立する。（健康づくり課）

2-2 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国や県によって行われた情報収集・分析から得られた情報や対策、及び市で把握した情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。（健康づくり課、その他関係課室等）

(3) 対応期

3-1 実施体制

市は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集や実施体制を柔軟に見直す。（健康づくり課、その他関係課室等）

3-2 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国や県によって行われた情報収集・分析から得られた情報や対策、及び市で把握した情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。（健康づくり課、その他関係課室等）

第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

ア 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

イ 所要の対応

1-1 平時における市民等への情報提供・共有

以下の取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。（健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等）

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健衛生担当課や高齢者施設等担当課、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得る

ことや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等)

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。(秘書広報課、その他関係課室等)

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等)
- ② 市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。(健康づくり課、秘書広報課、その他関係課室等)
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。(健康づくり課、その他関係課室等)
- ④ 市は、有事の際に地域で整合性のとれた情報発信（ワンボイス）を迅速に行えるよう、『香取海匝地区感染症災害等連携等連携会議』等の場を通じて、関係機関との間でリスク情報とその見方の共有、情報提供のタイミングや内容の調整について、平時からリスクコミュニケーションの在り方を整理・検討する。(健康づくり課、その他関係課室等)

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。(健康づくり課、秘書広報課、その他関係課室等)
- ② 市は、市民等からの相談に応じるためコールセンター等の相談窓口を設置する準備を進める。(健康づくり課、秘書広報課、その他関係課室等)
- ③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、各種広聴事業等を始め、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。(健康づくり課、秘書広報課、その他関係課室等)

(2) 初動期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、市は、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

イ 所要の対応

市は、国及び県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、市内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等)

② 市は、市民等の情報収集の利便性の向上のため、政府関係省庁、県、市、指定(地方)公共機関の情報等について、市公式ホームページ上に、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブページを作成する。(健康づくり課、秘書広報課、その他関係課室等)

③ 市は、国や県からの情報を確認し、必要に応じて三師会等の関係団体と情報共有の機会を設け、市の取組への協力を要請する。(健康づくり課)

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、各種広聴事業等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(健康づくり課、秘書広報課、その他関係課室等)

- ② 市は、国又は県からの要請を受けてコールセンター等の相談窓口を設置する。(健康づくり課、その他関係課室等)

2-3 偏見・差別等への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。(健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等)

(3) 対応期

ア 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

イ 所要の対応

市は、国及び県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にししながら、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期においてあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分

でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等)

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、政府関係省庁、県、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、市公式ホームページ上で総覧できるウェブページの作成を行う。(健康づくり課、秘書広報課、その他関係課室等)
- ③ 市は、業界団体等を経由し又は直接、市民や事業者に対して情報提供・共有を行う。(健康づくり課、その他関係課室等)

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、各種広報事業等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(健康づくり課、秘書広報課、その他関係課室等)
- ② 市は、国又は県からの要請を受けて、コールセンター等の相談窓口を継続する。(健康づくり課、その他関係課室等)

3-1-3 偏見・差別等への対応

市は、市民等に対し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。(健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等)

第4章 まん延防止

(1) 準備期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、国、県の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県と連携して市民や事業者の理解促進に取り組む。

イ 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康づくり課、学校教育課、その他関係課室等)

② 市は、県と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。(健康づくり課、その他関係課室等)

(2) 初動期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

イ 所要の対応

2-1 市内でのまん延防止対策

市は、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(3) 対応期

ア 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

イ 所要の対応

3-1 まん延防止対策の内容

国及び国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）による情報の分析やリスク評価に基づき、県が講じる感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた適切なまん延防止対策に対して、必要な協力を行う。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

3-1-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-1-1 外出等に係る要請等

市は、県が地域の実情に応じて行う、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請に必要な協力を行う。

また、市は、まん延防止等重点措置として、県が行う、重点区域において営業時間に変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請に必要な協力を行う。（健康づくり課、その他関係課室等）

3-1-1-2 基本的な感染対策に係る要請等

市は、県と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（健康づくり課、その他関係課室等）

3-1-2 事業者や学校等に対する要請

3-1-2-1 営業時間の変更や休業要請等

市は、県が必要に応じて行うまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請に必要な協力を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請に必要な協力を行う。（健康づくり課、学校教育課、その他関係課室等）

3-1-2-2 まん延の防止のための措置の要請に係る協力

市は、上記 3-1-2-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、県が必要に応じて行う、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることの要請に必要な協力を行う。（健康づくり課、その他関係課室等）

3-1-2-3 3-1-2-1 及び 3-1-2-2 の要請に係る措置を講ずる命令等に係る協力

県は、上記 3-1-2-1 又は 3-1-2-2 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。市

は、これに必要な協力を行う。(健康づくり課、その他関係課室等)

3-1-2-4 施設名の公表に係る協力

県は、上記 3-1-2-1 から 3-1-2-3 までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、国が提供・共有する情報等を踏まえつつ、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。市は、これに必要な協力を行う。(健康づくり課、その他関係課室等)

3-1-2-5 その他の事業者に対する要請

- ① 市は、県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。(健康づくり課、その他関係課室等)
- ② 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。市は、これに必要な協力を行う。(健康づくり課、その他関係課室等)
- ③ 市は、県と連携し、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。(健康づくり課、その他関係課室等)

3-1-2-6 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、必要に応じて、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。(健康づくり課、学校教育課、子育て支援課、その他関係課室等)

3-1-3 公共交通機関等に対する要請

3-1-3-1 基本的な感染対策に係る要請等

市は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。(企画課、健康づくり課)

3-1-3-2 減便等の要請に係る協力

県は、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請する。市は、これに必要な協力を行う。(企画課、健康づくり課)

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、必要に応じて、県に対し、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、強度の高いまん延防止対策を講ずることを要請する。(健康づくり課)

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国、県等が行う、病原体の性状、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果や、国及び県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、以下のとおり対応を判断する。(健康づくり課)

3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、市はまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずるよう、必要に応じて、県に要請する。(健康づくり課)

3-2-2-2 病原性が高いが、感染性が低い場合

市は、医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討するよう、必要に応じて、県に要請する。(健康づくり課)

3-2-2-3 病原性は低い、感染性が高い場合

市は、り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1 に挙げた強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、県の予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応するよう、必要に応じて、県に要請する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、当該状況の発生を公表し、市民等に対して更なる感染拡大防止の協力を呼びかけるとともに、国に対して更なる支援を要請するよう、必要に応じて、県に要請する。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、市はまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するよう、必要に応じて、県に要請する。(健康づくり課)

3-2-2-4 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、市は、上記 3-1-2-6 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。(健康づくり課、高齢者福祉課、健康づくり課、その他関係課等)

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討するよう、必要に応じて、県に要請する。（健康づくり課）

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じて、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。（健康づくり課）

3-3 まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等への協力

市は、上記 3-2 の考え方に基づき対応するに当たり、以下の①、②のとおり県が行うまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討について、必要な協力を行う。なお、これらの措置の実施については、「1 実施体制」3-2 の記載も参照する。（健康づくり課）

① 県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。

② ただし、上記 3-2 のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。

（ア）封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを県民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することも含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

（イ）病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、国から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

（ウ）ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記（イ）と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

第5章 ワクチン

(1) 初動期

ア 目的

市はワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県及び他の地方公共団体のほか、三師会、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

なお、本節については、別途「銚子市新型インフルエンザ等集団予防接種対応マニュアル」（以下「予防接種対応マニュアル」という。）の改定を行う。

イ 所要の対応

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行う。（健康づくり課）

1-2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（健康づくり課）

1-3 基準に該当する事業者の登録等に係る協力（特定接種の場合）

1-3-1 登録事業者の登録に係る協力

市は、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力をする。（健康づくり課）

1-3-2 登録事業者の登録に係る協力

市は、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力をする。（健康づくり課）

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

市は、三師会の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練や情報交換を平時から行う。（健康づくり課）

1-4-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。（健康づくり課、消防本部、その他関係課室等）

1-4-3 住民接種

平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。（健康づくり課、その他関係課室等）

a 住民接種については、国、県の協力を得ながら、希望する者が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想

定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 従事する市職員等の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市、県、関係課が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

c 市は、接種方法や会場数、開設日時により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要である。市は、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会等との協力の下、接種体制が構築できるよう、合意形成に努める。

d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診場所、接種場所、経過観察場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調製場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市民が居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(健康づくり課)

③ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康づくり課、その他関係課室等)

1-5 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。(健康づくり課、その他関係課室等)

(2) 初動期

ア 目的

市は、準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携しながら、速やかな予防接種へとつなげる。

イ 所要の対応

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康づくり課、その他関係課室等)

2-1-2 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行い、市は、必要に応じこれに協力する。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等による接種実施の要請を検討するよう、県に要請する。(健康づくり課)

2-1-3 ワクチンの接種に必要な資材

市は、(1)準備期 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(健康づくり課)

2-1-4 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康づくり課、消防本部、その他関係課室等)

2-1-5 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(健康づくり課)
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(健康づくり課、総務課、その他関係課室等)
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。
なお、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。(健康づくり課、総務課、その他関係課室等)
- ④ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難

な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
(健康づくり課、高齢者福祉課、社会福祉課、その他関係課室等)

(3) 対応期

ア 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

イ 所要の対応

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受け、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(健康づくり課)
- ② 市は、国からの要請を受け、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じてワクチンの割り当てを行う。(健康づくり課)
- ③ 市は、国からの要請を受け、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県が中心に行う関係者に対する聴取や調査等により管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。(健康づくり課)
- ④ 市は、国からの要請を受け、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。(健康づくり課)

3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康づくり課、その他関係課室等)

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、特定接種を行う。(健康づくり課、消防本部、その他関係課室等)

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種の準備

市は、国又は県と連携して、接種体制の準備を行う。(健康づくり課、その他関係課室等)

3-2-2-2 予防接種体制の構築

市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康づくり課、その他関係課室等)

3-2-3 接種に関する情報提供・共有

市は、医療機関と連携し予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国又は県からの要請を受けて、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康づくり課、その他関係課室等）

3-2-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等と連携し、接種体制を確保する。（健康づくり課、高齢者福祉課、社会福祉課、その他関係課室等）

3-2-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康づくり課）

3-3 健康被害救済

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。市は予防接種健康被害救済制度について被接種者への情報提供、申請の受付予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、予防接種健康被害調査委員会を設置し、予防接種による健康被害発生に際し、当該事例に関する医学的な見地からの調査を行う。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。（健康づくり課）

3-4 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国又は県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。（健康づくり課、その他関係課室等）

3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（健康づくり課、その他関係課室等）

3-4-2 住民接種に係る対応

① 市は、実施主体として市民からの基本的な相談に応じる。（健康づくり課、その他関係課室等）

② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には新型インフルエンザ等の流行に対する不安の高まりや、ワクチンの需要と供給の不一致、ワクチンの有効性・安全性についての情報不足や、平時と異なる接種体制であるための混乱など、様々な状況が予想される。

これらを踏まえ、市は次のような点に留意し、広報を実施する。（健康づくり課、その他関係課室等）

- (ア) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えるよう努める。
- (イ) ワクチンの有効性・安全性について国から出された情報を、分かりやすく伝えるよう努める。市における接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えるよう努める。

第6章 保健

(1) 準備期

ア 目的

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、業務量の想定、感染症危機管理に必要な物品の備蓄等を行う。

また、市は海匝保健所の依頼に基づき、感染者の健康観察及び生活支援等に協力することで、市民の生命及び健康の保護につなげる。

イ 所要の対応

1-1 人材の確保

市は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保等に関する体制を構築する。(健康づくり課、その他関係課室等)

1-2 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-2-1 研修・訓練等の実施

市は、速やかに感染症有事体制に移行できるよう、研修・訓練を実施し感染症危機への対応能力の向上を図る。(全課室等)

1-3 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等)

② 市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等)

(2) 初動期

ア 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

イ 所要の対応

2-1 市民等への情報提供・共有の開始

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & Aの公表やコールセンター等の相談窓口等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行う。(健康づくり課)

(3) 対応期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

イ 所要の対応

3-1 主な対応業務の実施

3-1-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県（海匠保健所を含む。）からの依頼を受け、県が実施する健康観察等に協力する。（健康づくり課、その他関係課室等）
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（健康づくり課、その他関係課室等）

3-1-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。（健康づくり課）
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。（健康づくり課、秘書広報課、学校教育課、その他関係課室等）

第7章 物資

ア 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

イ 所要の対応

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

①市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確保できるよう、備蓄等に努めるとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（健康づくり課、その他関係課室等）

②市消防は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（消防本部）

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

市は、銚子市医師会と連携し、医療機関に対して、個人防護具等をはじめとする感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。（健康づくり課）

第8章 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 準備期

ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

イ 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(全課室等)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に情報が届くようにすることに留意する。(全課室等)

1-3 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、「第7章 物資」で備蓄等する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品を備蓄等するよう努める。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(健康づくり課、その他関係課室等)

② 市は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(健康づくり課、その他関係課室等)

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

① 市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(社会福祉課、高齢者福祉課、その他関係課室等)

② 市は、県と連携して、生活困窮者自立支援法等に基づく支援制度として、自立相談支援機関等の相談機関の周知や、居住支援、生活資金の貸付、就労支援等の各種支援メニューの周知を行う。(社会福祉課、その他関係課室等)

③ 市は、各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等速やかな連絡体制の構築に努める。(社会福祉課、高齢者福祉課、健康づくり課、その他関係課室等)

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県や近隣市と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
(生活環境課、市民課、その他関係課室等)

(2) 初動期

ア 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

イ 所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備等の勧奨

① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。(観光商工課、その他関係課室等)

② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。(観光商工課、その他関係課室等)

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、食料品や生活必需品その他の民生活上重要な物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。(観光商工課、その他関係課室等)

2-3 遺体の火葬・安置

市は、県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(市民課、その他関係課室等)

(3) 対応期

ア 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。
各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

イ 所要の対応

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。（観光商工課、その他関係課室等）

3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康づくり課、学校教育課、その他関係課室等）

3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（社会福祉課、高齢者福祉課、その他関係課室等）

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（学校教育課）

3-1-5 サービス水準に係る市民への周知

市は、県等と連携し、市民等に対し、新型インフルエンザの感染拡大時に、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性について周知する。（健康づくり課、その他関係課室等）

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、国や県が行う取組みに必要な協力を行う。（観光商工課、その他関係課室等）
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（観光商工課、その他関係課室等）
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市町村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（観光商工課、その他関係課室等）
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国や県が行う、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置に必要に応じて協力する等、適切な措置を講ずる。（観光商工課、その他関係課室等）

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県からの要請を受けて、市斎場の火葬能力を踏まえ、円滑に稼働させる。
(生活環境課、その他関係課室等)
- ② 市は、県からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(市民課、その他関係課室等)
- ③ 市は、県と連携して、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、必要に応じて、遺体の搬送の手配等を実施する。
(市民課、その他関係課室等)

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、国及び県の方針を踏まえて、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(観光商工課、その他関係課室等)

3-2-2 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水道事業者として東総広域水道企業団と連携しながら、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(水道局)

3-3 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。(観光商工課、その他関係課室等)

3-3-2 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、以上の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国・県と連携しながら、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。(全課室等)